

明治学制期における書字教育の質的転換

鈴木貴史

東京福祉大学教職課程支援室(池袋キャンパス)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-7-12

(2013年1月8日受付、2013年3月14日受理)

抄録: 毛筆書字教育は、近世の教育においては学びの基本・中核とされたものであり、①心の修養、②実用、③学問を含んだ総合的な学習であった。しかしながら、1872(明治5)年の「学制」において書字教育は解体され、独立した科目として「習字」科が設けられた。「学制」および「小学教則」では、書字教育の有していた総合的な機能の多くが他の教科に移行され、書字教育の総合的な学習からの質的な転換が図られた。こうして、「習字」科の成立は、実用性や知育としての機能が縮小し、以後の小学校の教育課程においてその地位を低下させていく契機となった。

(別刷請求先: 鈴木貴史)

キーワード: 習字、学制、小学校、書字教育

緒言

わが国における文字を書くことの教育(=書字教育)が普及したのは、「文字社会」が成立した17世紀であったとされる(辻本, 2010)。この時期に子どもを対象とした寺子屋、手習塾といった文字学習所が全国に普及した。近世における一般的な教育は読書算であったが、そもそも、当時の学習機関の多くが手習塾と称されていたように教育内容の中心が書字教育(習字)であったことは、多くの研究によって指摘されている(石川, 1960; 利根, 1981)。

しかし、辻本(1999)が、近世の手習塾について、「歴史的に近代の小学校につながるものではなく、文化史的には、現代にも広範に存在する諸芸稽古の塾の系譜につながるもの」であったと述べているように、維新後の「学制」以降の書字教育は、それまでの伝統から分断され、質的な転換が図られたと考えられる。

書字教育の歴史に関する先行研究としては、奥山(1953)、上条(1954)、平山(1980)などの書道教育の通史研究がある。これらの先行研究を参照して、戦前の小学校の教育課程における書字教育の変遷を辿ると下記のように科目構成の変化が示されている。

- ① 学制期 1872(明治5)年～
綴字、習字、単語、会話、書牘、文法
- ② 教育令期 1879(明治12)年～
読書(読方、作文)、習字

- ③ 学校令期 1886(明治19)年～
読書、習字
- ④ 第三次小学校令期 1900(明治33)年
国語(読方、書方、綴方、話方)
- ⑤ 国民学校令期 1941(昭和16)年～
芸能科(音楽、習字、図画、工作、裁縫)

こうした書字教育の変遷について、先行研究の共通点は、「習字」の教科としての独立性に注目している点である。具体的には、「学制」以降の教育課程において、独立教科として重要視されてきたと考えられる毛筆書字教育について、徐々にその地位が低下し、独立性が失われていく過程を悲観的に捉えている。

とりわけ、こうした先行研究において最大の関心が払われたのは、1900(明治33)年の第三次小学校令において、「習字」が「国語」に編入させられ、教科の独立性を失ったことであった。この状況について、奥山(1953)は、「欧米教育の直訳的模倣により、従来を有する習字が、ペン書法と同一視せられ、「ライティング」の訳語たる「書方」の名称を以て国語科の中に入れられてしまった」と悲観している。また、上条(1954)は、「東洋芸術として三千年の伝統に生き、君子の技として人格陶冶の必須科目たりし毛筆書道が教科的には完全なる凋落をよぎなくされた」と述べ、さらに平山(1980)も、「かくして、文部当局の教科目整理という趣旨は、習字科不信の原因をつくったことになる」と当時の教育行政を批判している。

これらと若干異なる視点として、信廣(2006)は、1900(明治33)年の第三次小学校令以前から既に、「習字」が実用総合教育という性格を失い、手技教科目としての色彩を強くし始めていたことを指摘している。しかし、信廣の研究の中心が昭和戦前期以降に置かれているため、それ以前については、詳細に分析はされていない。こうした先行研究の状況から、第三次小学校令以前から学校教育における書字教育の意義が低下していたことについて確認する必要があると考える。

本稿では、まず明治初期「学制」成立時の教育制度及び書字教育の内容を探り、近代学校制度における「習字」科の成立がもたらした影響について考察する。具体的には、書字教育の地位低下は「学制」の成立時に、「習字」科が成立したことによって始まっていたと仮定し、これが結果的に現代にいたるまで学校教育における書字能力の軽視につながったのではないかと考える。

なお、本稿においては、習字の表記について、狭義の教科として「習字」を括弧書きとし、広義の「字を学ぶこと」全般については、「手習」、「書学」、「習字」、「書道」、「書写」などを包括した概念としての書字教育と表記する。また、引用部において、旧字は新字体に改めた。

1. 近世から学制期前までの書字教育

近代以降の学校教育と近世の教育機関における書字教育の相違点を確認するため、まず、近世の書字教育を概観する必要がある。冒頭でも述べたように、寺子屋(手習塾)においては、読み書き算術が主要な教科目であり、なかでも習字がその中核を占めていた。生活に必要な文字を手習うことによって文字を読み、その文字や文章の意味を理解させようとするのが教育目標であった(平山, 1980)。

上条(1954)は、近世における毛筆書字教育の目標として、①心の修養、②実用、③学問を身につけること、の三点を挙げている。

①心の修養

上条は、「東洋の書道では表現における形式美よりも気韻の高さを第一義とし、形よりも内なるリズムを愛し、技よりも必(ママ)(心の誤記)でなければならないとするところにその特質がある」として、そのため、当時の手習教育とは「人に見せるためのものでなく内に目的をもっていた」と述べている。

例えば、当時の手習いに関する代表的な教授理論であった貝原益軒『和俗童子訓 卷之四』においては「古人、書は心画なり、といへり」、「心画とは、心中にある事を、外にか

き出す絵なり」と表現されていた。上条は、「書は心の画をして自分の書を見ることによって心の在り方を知り、これによって心を正し行をととのえて行くといったようにし、心の鏡として修養に突き進んでいった」と解説している。

要するに、「習字という学習作業を通して、生活百般にわたる道徳的な躰をも実施していた」のであり、心の修養を兼ねていたと捉えられている(石川, 1978)。

②実用

ペンや万年筆のない時代、当然、毛筆は唯一文字を書く材料として、実用性を有しており、上条は、「文字を習うこと、即修養、即実用」であったと述べている。

石川(1978)によると近世の手習いの教育内容は、いろいろ、数字のほか、名頭など人名に使用された文字を授けるものや、町村名尽、国尽などの地理に関する知識を身につけるものがあつた。また、『消息往来』、『商売往来』、『百姓往来』などのいわゆる往来物が手本として使用された。例えば、『消息往来』など手紙文の習得を目指した往来物は、手紙文の練習だけでなく、その準備段階として手紙文に使われる単語・語句・短文などの実用的な語句習得の手本とされた。また、産業関係の往来物として、『商売往来』、『百姓往来』などは、それぞれの産業で必要とされる文字、単語の教育だけでなく、手習いを通してそれぞれの産業に従事する者としての心構えなどについても学んだのである。

③学問

木下(1967)では、「書くことは、単なる文字学習のためばかりではなく、書くことによって、書かれている内容を把握し、また、心の修養にも及んだ」とされている。近世の藩校、手習塾における初歩教育の学習過程については、おおむね筆学(習字)から漢籍の素読・講義・会読へと至るものであつた(石川, 1978)。とはいえ、漢文によって学問を身につける当時としては、手習手本そのものが、往来物、詩文、千字文、経典、経書の名句であつた。そのため、手習いの時間がそのまま学問を身につけることにもなっていたのである。石川によると、習字の教育的意義は、「手習う」ことを通して「もの読む」ことを教えた点にあり、手習いは、「教えるようにする文字や、その文字が媒介する知識を、子どもにしっかりと記憶させるうえで大きな効果を発揮した」と特色づけられている。

以上の3つの内容を含んだ手習塾(寺子屋)の教育について、上条は「書は実用であると同時に心画としてその人の学問修養の程度、人間性といったものが直接的に表現され

るものであるとされた」としている。また、石橋(1984)が、「江戸時代の寺子屋の教育は、習字教育をとおして人間教育、言いかえれば全人教育をしておりました」と述べているように書字教育の最大の特徴は総合的な学習であったことが強調されている。

それでは、こうした近世の書字教育に対して、明治維新以後にはいかなる変化がみられたのだろうか。まずは、「学制」頒布以前の状況について概観する。1869(明治2)年、新政府は、「府県施政順序」の第13項中に「小学校ヲ設ル事」を示し、小学校の目的は、「専ラ書学・素読・算術ヲ習ハシメ、願書・書簡・記牒・算勘等其用ヲ闡ザラシムベシ」とされた。この「小学校ヲ設ル事」に示された小学校の教育内容は、「書学素読算術」であり、試験的段階といえるこの時期の小学校教育は、それまでの寺子屋(手習塾)教育と同様、手習い中心の教育が行われていた。また、手習い(習字)の後に、素読へと発展していく近世と同様の学習過程が踏襲されていたと考えられている。さらに手本についても、引き続き往来物が用いられていた(平山, 1980)。

また、「小学校ヲ設ル事」では、「又時々講談ヲ以テ国体時勢ヲ弁へ、忠孝ノ道ヲ知ルベキ様教諭シ、風俗ヲ敦クスルヲ要ス」と続けており、忠孝の道徳について説くことが要求されている。土屋(1962)は、この段階において後の近代小学校教育の基本的構成である知育と徳育という分化がこの段階において既に成立していることを指摘している。しかし、本稿の課題からすると、徳育の方法について、書物を用いるのではなく講談によって教師が教え諭すことを求めている点が注目される。例えば、京都の小学校では、これに心学道話を加え、忠孝彙輪の道を説いて徳性の涵養を図ったとされている(教育史編纂会, 1938)。

のちの1872(明治5)年の「学制」において、徳育科目としての「修身口授(ギョウギノサトシ)」が設置されたように、既に文字による教育から音声による教育への移行が始まっていたと考えられる。「学制」以前の政府が目指した方向性としても当時の「書学」に対しては、あくまでも知育としての役割を担うことが求められ、近世のような心の修養としての徳育はそれほど期待されていなかったことが窺える。

このように「学制」以前の知育と徳育の分化からも、書字教育の総合性が解体されるきざしが垣間見えるが、この時期の小学校教育は統一されておらず、地域による差異も大きかったと考えられている。総じていえば、この時期の小学校における書字教育の教育内容としては、依然として近世的であり、1872(明治5)年の「学制」による「習字」の成立が書字教育に大きな変化をもたらしたのと考えられる。

2. 「学制」制定による書字教育の解体

明治初期の思想的な潮流としては、国学者を中心とした復古主義と洋学者を中心とする進歩主義のせめぎ合いが続いていた。結局、1872年9月(旧暦明治5年8月)に頒布された「学制」は主にフランス、アメリカの教育制度、カリキュラム、教授理論を範としたとされている(倉沢, 1973)。

こうして欧米型の教育を採用した「学制」第21章では、小学校について、「教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスノハアルヘカラサルモノトス」とされ、修業年限各4年の上等、下等に分けられていた。また、第27章において、「習字」は下等小学校14科目中、「綴字」の次の第2位に置かれた。ちなみに、第3位以下の科目は、「単語」、「会話」、「読本」、「修身」、「書牘」、「文法」、「算術」、「養生法」、「地学大意」、「理学大意」、「体術」、「唱歌」であり、上等小学校においては、「史学大意」、「博物学大意」、「幾何学野画大意」、「化学大意」を加えるものとされた。

これまでの先行研究では、「小学校ヲ設クル事」で筆頭に挙げられていた書字教育が、「学制」において第2位とされていることに一定の評価を下したうえで、以後漸次その地位を低下させていく過程を連続的に捉えるものが多かった。例えば、奥山(1953)は、「習字(テナラヒ)は教科の第二位という重要な位置を占めて」いたとし、さらに平山(1980)は、「習字」が依然、独立教科として第2位にあるのは、「封建社会の慣例に続いてその実用的価値を認めた」ことが理由であると評価している。

しかし、毛筆書字教育にとって、「学制」による大きな変化は、杉山(2010)も指摘するように、14科目のうちの一つとして「習字」科が成立し、これまで毛筆書字教育の有していた機能が「綴字」、「単語」、「読本」、「書牘」などに分割されたことであろう。「学制」において「習字」の内容は、「字形ヲ主トス」とだけ示され、それ以外の内容は、他の国語関連教科へ移された。こうして、その領域を縮小された独立教科としての「習字」科が成立したことにより、毛筆書字教育が有していた総合性が解体され、単なる文字学習に矮小化されることが画策されたのである。

「学制」頒布の翌月の1872年10月(旧暦明治5年9月)には、文部省による「小学教則」が示された。ここでは、等級制が規定され、各級ごとの内容が例示されている。「学制」同様、「習字(テナラヒ)」は、「綴字(カナツカヒ)」に次ぐ、第2位に置かれている。その他の科目は、「単語読方(コトバノヨミカタ)」、「洋法算術(ヨウハウサンヨウ)」、「修身口授(ギョウギノサトシ)」、「単語語誦(コトバノソラヨミ)」であった。

しかし、この文部省「小学教則」は当時の近世的な教育の実情とはかけ離れたものであったため、そのまま実施する

ことは不可能であった。そうしたなか、1873（明治6）年2月にいわば折衷案として今度は師範学校が「小学教則」を打ち出した。ここでの科目配列は、「読物」、「算術」、「習字」、「書取」、「問答」、「復読」、「体操」となり、国語関連科目が、「読物」、「習字」、「書取」、「復読」の4科目に整理されている。多くの府県では、文部省「小学教則」ではなく、この師範学校「小学教則」を若干改正した1873（明治6）年5月の「小学教則」を規準としてそれぞれ管内の小中学校で適用する教則を制定したのである。

こうした「習字」をはじめとした国語関連科目が分割された経緯については、倉沢(1973)、望月(2007)によって、維新直後の大学南校における外国語学習の科目が影響している可能性が指摘されている。望月は、「洋学履修によってつかんだ言語意識、言語観が、新しく覚醒された国語意識、国語観を形成した」として、1872（明治5）年の「小学教師教導場建立伺」を経て、そして「学制」の国語科目に踏襲されたとしている。つまり、欧米における語学習得のための科目、すなわち Spelling, Penmanship, Reading, Composition, Grammar などの分類がそのまま「学制」における国語関連科目にも適用されたと推測している。また、杉村(2010)も、師範学校「小学教則」がこれまで定説となっていた「カリフォルニア小学教則」のほかに「フィラデルフィア小学教則」の影響も受けていることを指摘している。いずれにしても、学制期に毛筆を使用しない欧米の教育課程を国語の分野にも直輸入したことは、以後の小中学校教育で毛筆書字教育の存在意義を失っていくうえで決定的であったと考えられる。

たとえば、「学制」における筆頭科目であった「綴字」には、「読并盤上習字」とあり、既に「書字教育」が毛筆から石盤を使用した硬筆へと移行が始まっていたとみることがができる。さらに、「書牘」では「解意并盤上習字」とされ、近世の手習教育で主要な内容であった手紙の書き方などの作文を学習する際にも石盤を使用することが想定された。こうして、「学制」の理念上は、毛筆書字教育としての「習字」科から実用性という特色が縮小されることになった。

師範学校「小学校教則」における「習字」、「書取」という科目配列について、松本(2001)は、いわゆる「書き取り」学習と「習字」を役割的に分化させたことで、「習字」を学習しなくとも文字は書けるという状況が歴史上早い段階で形成されたことを指摘している。これを詳しくみていくと、第3位に下がった「習字」の第8級では、「石盤ニテ片仮名ノ字形ヲ教ヘ次ニ習字本ニテ仮名ヲ教ヘ筆ノ持方ヲ教フ」とされ、第4位の「書取」は、「五十音并ニ単語ノ文字ヲ仮名ニテ綴ラシム」とされた。また、第8級の入門期の「習字」では石盤の使用が想定されていることから、師範学校「小学教

則」においても、毛筆から硬筆への移行が企図されていたと推測できる。

また、実用という点では、どの書体を先習するかという問題もあった。近世の手習塾においては、行草書が実用であることから、草書もしくは草書に近い行書が中心であった(奥山, 1953)。学制期以降の「習字」では、楷書を重視し、楷書先習としたため、後に実用的な行書先習に戻すべきとの批判が生じることになる。たとえば、西村(1877)は、学区巡視の際に楷書先習について、「迂闊ナル授業法ト云フヘシ」と批判し、「楷書ヲ廃スルモ可ナルヘシ」とまで述べている。その後、1881（明治14）年の「小学校教則綱領」以降に一時的な行書先習が復活することになるものの、近世の手習教育と異なる楷書先習によって速記性が失われ、学校教育における毛筆書字教育の実用性を低下させる一つの要因となったことは間違いのないであろう。

しかし、学制期においても、「習字」がいまだ実用的教科として捉えられていたことは、福澤(2006)において説かれている。福澤は、「もつぱら勤むべきは、人間普通日用に近き実学」であり、その例として、「いろは四十七文字を習ひ、手紙の文言・帳合ひの仕方・算盤の稽古・天秤の取り扱ひ等を心得」ることを挙げている。後述するように福澤は、多くの書字教育に関する教科書発行に関わっており、この時期の「習字」を実用的学問として重視していたことがわかる。

ただし、「学問には文字を知ること必用なれども古来世の人の思ふ如く唯文字を読むのみをもつて学問とするは大なる心得違ひなり」、「文字は学問をするための道具にて(中略)文字を読むことのみを知りて、物事の道理を弁へざる者はこれを学者といふべからず」として、あくまでも文字は学問のための手段であり、近世の教育にみられた「文字を習うこと、即修養、即実用」という考え方は一線を画していた。

いずれにしても、「学制」および「小学教則」における「習字」科の内容は、福澤の考えよりもさらに限定されたものであり、書字教育は、字形を中心とした文字学習にとどまっていた。こうして手紙文の作成技能や速記の技能といった実用性を失うことが画策され、この時に総合的な学習であった書字教育の解体がはじまっていたのである。

3. 習字教科書における教授内容の変遷

学制期において、「習字」は既に単なる文字学習、または技能教科としての性格を与えられつつあった。その要因として、既に述べたような実用性だけでなく、知識を学ぶ学問としての性質も剥奪されはじめていたことが挙げられる。

前述の文部省「小学教則」では、「習字(テナラヒ)」について、「手習草紙習字本習字初歩等ヲ以テ平仮名片仮名ヲ教フ但数字西洋数字ヲモ加ヘ教フベシ尤字形運筆ノミヲ主トシテ訓読ヲ授クルヲ要セズ教師ハ順廻シテ之ヲ親示ス」とある。ここでは、字形運筆を中心として教授し、「訓読ヲ授クルヲ要セズ」とあるように、読み方などそれ以上の知識を求めないことが明確に示された。すなわち、ここで書字教育のもっていた総合性のうち、知識学問としての性質も削り取られることが明確にされたのである。

さらに、前節で挙げた師範学校「小学教則」でも、「習字」の総合性を解体する大きな変革が行われた。まず、国語関連の4科目以外の内容教科は、「問答」に統合され、手書き文字によって知識の習得を目指すのではなく、単語図を用いた音声による知識の習得が画策された(倉沢, 1973)。

また、「読物」では、下位等級においては国語教育的役割を果たしながらも、上位等級においては単なる国語教科ではなく、地理、歴史、自然科学、さらには道德などの教材を含んだ総合教科となっていた(堀松, 1974)。このように師範学校「小学教則」においても、「習字」に対する、知識学問を身につけるための教育としての期待は減少したのである。

こうして、理念上は書字教育が有していた知識教育としての機能を他の教科へ移行させることが画策されていたが、それでもまだ、習字を通して物事を教える伝統は残っていたとされる(唐澤, 1956)。仲(1949)は、「習字」に限っては他の教科書と異なり、必ずしも文部省や師範学校の教科書が圧倒的に使用されたのではなく、寺子屋時代の往来物や地方出版の多くの「習字」教科書がそれぞれ地方で用いられていたと指摘している。すなわち、当時は、まだ手本も、教師の肉筆によるものが多く、国尽、名頭、庭訓往来、商売往来などが使用され、実態としての書字教育は総合的な学習としての機能を残していたのである。

では、実際に明治期に発刊された「習字」教科書の内容にはどのような特徴があったのだろうか。例えば、「学制」以前の教科書(習字手本)である『世界国尽』(福澤, 1869)、『世界風俗往来』(中金, 1872)などは、旧国名などを示して地理に関する学習も兼ねており、知識学問としての性格を残していた。さらに、福澤諭吉編『啓蒙 手習の文』(1871)では、上巻にて、いろは、数字、干支、国名などの単語を楷書で学んだ後、行草書、変体仮名による文章を書くことを通して方位、地理、暦などに関する基礎的知識を習得し、下巻においては、手紙文を行草書で書くことによって、主に自然科学に関する内容を総合的に学習できる「習字」教科書になっていた。

この時期、文部省は、小学校教科書の編集を意図して、1871(明治4)年に編輯寮をおき(1872年廃止)、1872年

11月(旧暦明治5年10月)には、教科書編成掛を設けて小学校教科書の編集に当たっている。さらに同年12月(旧暦11月)に師範学校に編輯局をおいてここで実地に基づいた小学校教則および教科書の編集をなすこととしている。師範学校「小学教則」に示されている教科書は、「習字」科においては、『習字本 二通』と『楷書行書草書習字本 三通』である。その後、1873(明治6)年5月には師範学校の編集事業も再び文部省文書局編書課に合併された。

すでに触れたように、1872(明治5)年の文部省「小学教則」において示されている下等小学の暫定的な教科書は、「習字」では、『手紙草紙』、『習字本』、『習字初歩』(文部省編輯寮, 1872)であった。例えば編輯寮の『習字初歩』は、「小学教則」に示された平仮名、片仮名、数字、単位、干支のみを楷書で記した必要最低限の語句にとどめられており、知識学習としての発展的内容は含まれていなかった。

一方で、当時使用されていた『農業往来』、『世界商売往来』等のいわゆる往来物は、「単語読方」科の教科書とされた。「単語読方」は、第8級では、「童蒙必読単語編等ヲ授ケ兼テ其語ヲ盤上ニ記シ訓読ヲ高唱シ生徒一同之ニ準誦セシメ而シテ後其意義ヲ授ク」ものとされていたが、第7級において、「地方往来農業往来世界商売往来等ヲ前級ノ如ク授ク」として往来物が教科書として指定された。つまり、近世における手習教育の職業教育的な内容は、「単語読方」のなかで教授されることが想定されたのである(教育史編纂会, 1938)。

さらに前節でも触れたように第3級の「書牘」では、「啓蒙手習本窮理捷徑十二月帖ナトヲ用ヒ簡略ナル日本文ヲ盤上ニ記シテ講解シ生徒ヲシテ写シ取ラシム」とされたように、手習教育の主要な領域であった手紙文を書くための教育が想定された。

前述のように主に近世から使用された教科書である往来物は、職業教育としての実用性と結びついていた。しかしながら、近代学校の成立以後は、「其の性質上国民のすべてを包容し階級性をもたないことを原則とする」ため、「使用される教科書も当然古い教科書とは異なった新しい性格が与えられること」となった(仲, 1949)。そのため、武士、農民、商人など身分の違いによって異なる教材が使用されてきた近世の往来物とはその性格を異にし、階級的差別のない様な学校教育をすべての国民に施そうとしたのである。こうした近代学校における「国民教育思想」と結びついた普通教育の成立が教科書の内容にも影響を与えたと考えられている。

こうした傾向は、「習字」科においても顕著であり、1873(明治6)年4月に文部省「小学校用書目録」によって「習字」科教科書に、以下の7種が追加された(教育史編纂会, 1938)。

- ・東京師範学校版『習字本』
- ・菱澤『習字ちかみち』(実在する名称は『習字乃近道』)(1873)
- ・大坂書籍会社蔵版『皇国官名誌』(1873)
- ・福澤諭吉『啓蒙手習之文 上』(1871)
- ・『筆のはじめ』(実在する名称は『習字はじめ』)(1873)
- ・『勸学習字本』
- ・中金正衡『世界風俗往来』(1872)

上記のなかから既に触れた『啓蒙手習之文』、『世界風俗往来』の2冊のほかに確認できた資料は、『習字乃近道』、『皇国官名誌』、『習字はじめ』の3冊である。『皇国官名誌』は、その名のとおりに、官名を楷書で記したものである。『習字乃近道』、『習字はじめ』については、平仮名、片仮名、数字、方位、地名、色、度量衡などの順になっている。『習字乃近道』は続刊があり、鉱物、野菜、果物、草木、鳥、動物、魚などの漢字を楷書で示していた。

これらの教科書にみられる共通点は、書風については、近世の主流であった御家流から唐様になり、書体も実用的でない楷書先習であった。また、内容については、文字が文章を構成しているのではなく、従来どおり、いろは、数字、干支といった基本的な語句を学ぶものが主流であった。既に紹介した『啓蒙手習の文』においても、こうした傾向に従って、基礎的な単語を楷書で学ぶことを中心とした上巻だけが教科書として指定されている点が注目される。

このようにみえると、「習字」科においては、国民普通教育の基礎教科としての性格が重視され、特定の職業とは直接関連しない、いろは、数字、官名、人名、地名、干支、度量衡などの文字、単語に絞られていったことが確認できる。

こうして、欧米の教育思想をそのまま受け入れた「学制」およびその後に出された各「小学教則」においては、「習字」はあくまでも毛筆による字形の学習であるとされ、一文字もしくは基礎的な単語の文字学習にとどまっていた。そのため、学制期においては、「単語」、「読本」等において知識を習得し、「習字」教科書を通して知識を身につけるという近世的な性格が失われたのである。

4. 結びにかえて

以上、先行研究を踏まえて明治学制期に「習字」科が成立したことによる影響について概観してきた。「学制」における「習字」科の成立は、読み書きに同一教材を用いての合科的教授であった近世の手習教育と決別し、その目的を「字形ヲ主トス」の内容に矮小化された。この「習字」の成立を

契機として書字教育は質的に大きく転換し、その後の教育課程における地位を低下させていくことになる。

そもそも毛筆を使用しない欧米諸国の教育制度を取り入れる際、筆記具だけでなく言語そのものの性質の違いについて比較検討されることが少なかったことを考えれば、毛筆書字教育がその存在意義を失っていくことは、いわば必然だったと言えるのかもしれない。すなわち、現代にも続くわが国の書字教育の凋落ぶりは、欧米の音声中心言語と日本語の文字中心言語の区別について深く吟味されることなく、欧米の教育制度や方法をそのまま取り入れてきたことも大きな要因の一つであったろうと思われる。

こうした課題意識に基づき、今後の書字教育研究としては、下記のような視点が挙げられる。まず、一点目として、明治期に流入する教授理論と書字教育の関係の問題である。明治10年代には、「問答」科の導入により師範学校を中心として、音声言語を重視した一斉授業形式が推奨された。こうした、一斉授業を中心とした教授理論は、近世から個別指導が中心であった書字教育には馴染みにくく、また、音声言語を重視した教授理論も、欧米の音声言語と比較して文字言語としての性格が強い日本語の書字教育には馴染まないものであったと考えられる。

二点目として、書字教育と身体の関係の問題がある。近代以降は「習字」にも印刷教科書が徐々に使用されるようになり、師匠の肉筆による手本を通して学んだ近世の手習教育と比較して書字教育と身体の関係に変化をもたらした。また、「全身で書く」毛筆から「手で書く」硬筆への変化により、書字教育から身体活動としての要素が低下したという問題がある。

さらに三点目として、書字教育における芸術と実用という二項対立の問題である。近代学校制度とともに総合性を失った書字教育は、その後「硬筆＝実用、毛筆＝芸術」という二項対立の図式に拘泥することになる。実用性を失いつつあった毛筆書字教育は、ここでも欧米から直輸入した概念である芸術として再興する動きを活発化させた。信廣(2006)が詳細に論じているように、こうした動きは1941(昭和16)年の「国民学校令」において「芸能科習字」となって結実する。しかし、その「芸能科習字」についても書字教育の評価を高めることに結びつかず、むしろ戦後に後退させる要因となったとも考えられる。本稿における考察を踏まえて、書道を芸術または実用として一面的に捉えることは、書字教育のもつ総合性を見失うことになりかねず、その意義を正確に導くことができないのではないだろうか。

以上のような視点については今後の研究の課題としていきたい。

文献

- 福澤諭吉(2006): 学問のすゝめ. 講談社, 東京, p17-32.
- 平山観月(1980): 新日本書教育史. 有朋堂, 東京, p184, p233-234.
- 堀松武一(1974): 初等教育. In: 国立教育研究所(編), 日本近代教育百年史3 学校教育. 文昌堂, 東京, p549-569.
- 石橋啓十郎(1984): 「近代学校教育における習字(書写)書道教育の歩み」. In: 加藤達成(編), 書道教育史資料 第二巻. 東京法令出版, 東京, p2.
- 石川 謙(1960): 寺子屋. 至文堂, 東京, p206-233.
- 石川松太郎(1978): 藩校と寺子屋. 教育社, 東京. p96-106, p210-237.
- 貝原益軒(1961): 養生訓・和俗童子訓. 岩波書店, 東京, p254-263.
- 上条信山(1954): 書道教育史. In: 石山脩平(編), 教育文化体系Ⅱ. 金子書房, 東京, p325-326.
- 唐澤 富太郎(1956): 教科書の歴史. 創文社, 東京, p597-598.
- 木下政久(1967): 習字解説. In: 海後宗臣等(編), 日本教科書大系27. 講談社, 東京, p345-367.
- 九鬼隆一(1887): 第三大学区巡視功程. 文部省第四年報, p30-57.
- 倉沢 剛(1963): 小学校の歴史Ⅰ. ジャパンライブラリービューロー, 東京, p691-715.
- 倉沢 剛(1973): 学制の研究. 講談社, 東京, p342-377, p679-680, p687-703.
- 教育史編纂会(1938): 明治以降教育制度発達史 第一巻. 教育資料調査会, 東京, p234, p398, p853-865.
- 松本仁志(2001): 書写技能の運用能力育成に関する史的考察と展望. 書写書道教育研究 16, 1-10.
- 望月久貴(2007): 明治初期国語教育の研究. 溪水社, 広島, p93-103.
- 仲 新(1949): 近代教科書の成立. 講談社, 東京, p87-102.
- 西村茂樹(1877): 第二大学区巡視功程. 文部省第四年報, p30-50.
- 信廣友江(2006): 国民学校 芸能科習字. 出版芸術社, 東京, p22-27.
- 奥山錦洞(1953): 日本書道教育史. 清教社, 東京, p144-146, p200-231.
- 杉村美佳(2010): 明治初期における一斉教授法受容過程の研究. 風間書房, 東京, p136-139.
- 杉山勇人(2010): 明治期学制下における「習字」科成立の基礎的研究. 書写書道教育研究 24, 1-10.
- 利根啓三郎(1981): 寺子屋と庶民教育の実証的研究. 雄山閣出版, 東京.
- 土屋忠雄(1962): 明治前期教育政策史の研究. 講談社, 東京, p1-20.
- 辻本雅史(1999): 「学び」の復権. 角川書店, 東京, p44-49.
- 辻本雅史(2010): 「教育のメディア史」試論. In: 知の伝達メディアの歴史研究. 思文閣出版, 京都, p3-25.

Qualitative Conversion of Calligraphy Education in the Early Meiji-Era

Takashi SUZUKI

Teacher Training Support Office, Tokyo University of Social Welfare (Ikebukuro Campus),
1-7-12 Higashi-ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-0013, Japan

Abstract : Calligraphy education with brush was the core education in Edo-Era. It was carried out with a purpose of synthetic learning that included cultivation, practical use and intellectual training. But calligraphy education in Meiji-Era was divided into several subjects by the educational system “Gakusei” in 1872. A new subject “Shuji-ka” as calligraphy education on elementary school lost the most of educational function as a synthetic learning. Consequently calligraphy education was caused qualitative conversion by that system. The birth of subject “Shuji-ka” was an opportunity that declined the importance of calligraphy education in the elementary school curriculum thereafter.

(Reprint request should be sent to Takashi Suzuki)

Key words : Penmanship, Gakusei, Elementary school, Calligraphy education